平成２２年（フ）第１０２４号
名古屋市中村区猪之越町３丁目６番34号　アライブ猪之越302号
債務者　上根　和洋
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４５号
名古屋市昭和区御器所３丁目４番21号
債務者　眞野　博英
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５８号
愛知県春日井市高森台１丁目17番地23
債務者　杉浦　正則
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８５号
名古屋市瑞穂区牛巻町７番１号　住宅公団牛巻団地１棟502号
債務者　神保　廣子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６３号
名古屋市西区浄心２丁目８番９号　ノトス浄心301号
債務者　飯田　英哉
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４号
兵庫県加古川市神野町石守1265番地
債務者　押川　鋭明
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３６号
兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目578番地の２
債務者　太田　宏子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３７号
兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目578番地の２
債務者　太田　敏江
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７号
大分県杵築市山香町大字広瀬239番地
債務者　白石恵津子（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
大分県国東市武蔵町吉広1245番地
債務者　竹内　　治
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
鹿児島県南さつま市坊津町泊8936番地
債務者　向井　晃一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３４号
鹿児島県南さつま市笠沙町赤生木4716番地
債務者　黒瀬　大志
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第９２９号
高知市北川添19番31号
債務者　大久保光夫
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９３０号
高知市北川添19番31号
債務者　大久保菊野
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１９号
大分市長浜町１丁目１番10―701号グリーンヒル長浜町
債務者　工藤　マリ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６２号
大分市明野北５丁目10番Ｂ―207号チュリス明野
債務者　朽木　　孝
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町７丁目６番33号
債務者　千葉　次雄
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町７丁目６番33号
債務者　千葉千代美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係